

地方議会・議員のあり方に関する研究会 開催要綱

1. 開催趣旨

時代の変化に伴い地方議会・議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員のなり手不足が深刻な状況となっていること等を踏まえ、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について、幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 名称

本研究会の名称は、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」とする。

3. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

4. 運営

- (1) 研究会に、座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、運営する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって研究会を招集し、運営する。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 研究会は、原則として公開とする。研究会で配布された資料は、研究会終了後、公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、研究会及び資料を非公開とすることができる。
- (5) 研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

5. 開催期間

令和元年6月から開催する。

6. 庶務

研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。